

(仮称) 長久手市
成年後見制度利用促進計画について

長久手市障害者基本計画等の概要

1 第4次障がい者基本計画(障害者基本法第11条第3項)【6年】

障害者の状況等を踏まえ、市における障がい施策に関する基本的な計画。

2 第6期障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条)【3年】

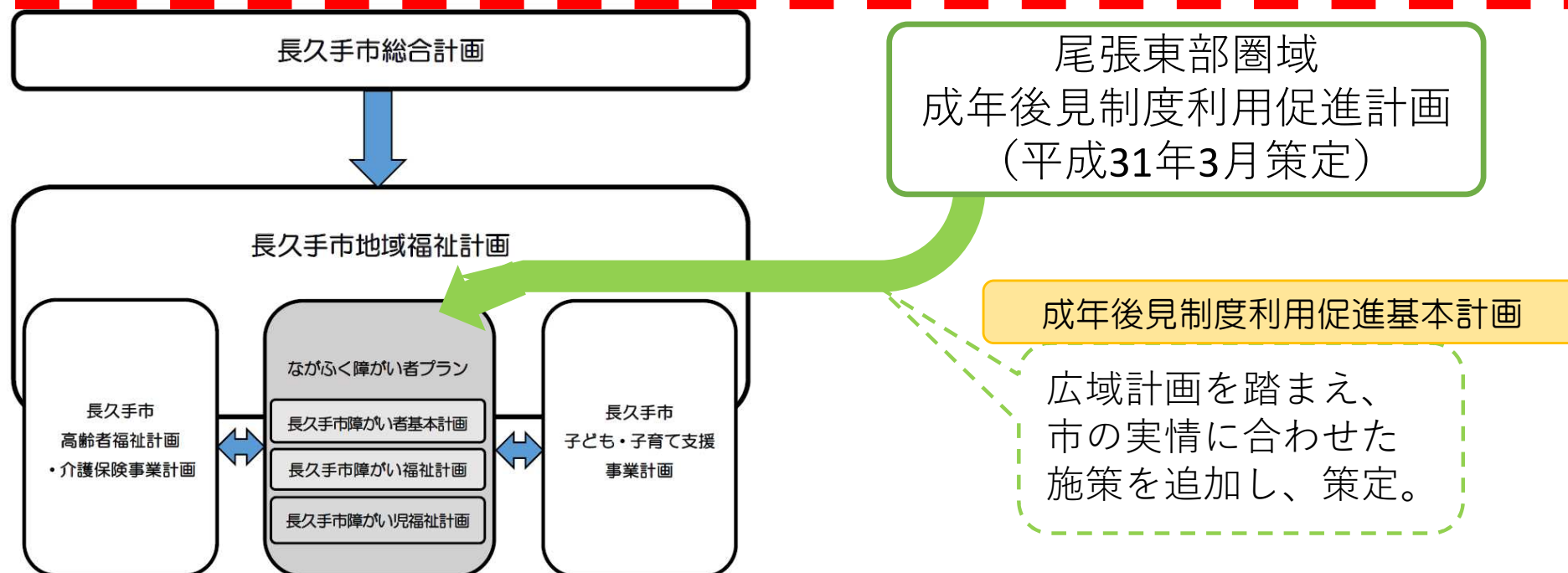
国の基本的な指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成する計画。

3 第2期障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20)【3年】

国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画。

4 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項)

成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。



市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きより

市町村計画を定めるに当たって具体的に盛り込むことが望ましい内容

- ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
 - ▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
 - ▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
 - ▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- ※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- ▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

尾張東部圏域
成年後見制度利用促進計画
(平成31年3月策定)



広域計画を踏まえ、
市の実情に合わせた施
策を追加し策定。

計画の構成案

1 意義・背景・目的

- ・財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うこと
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律や体制整備
- ・広域計画の策定や市町村計画策定の意義
- ・その人らしい生活を継続できるように支援していくこと

2 位置づけ・期間

- ・3年間（障がい基本計画に盛り込む）

3 基本理念・目標

- ・障がい者基本計画に準拠

4 現状・課題

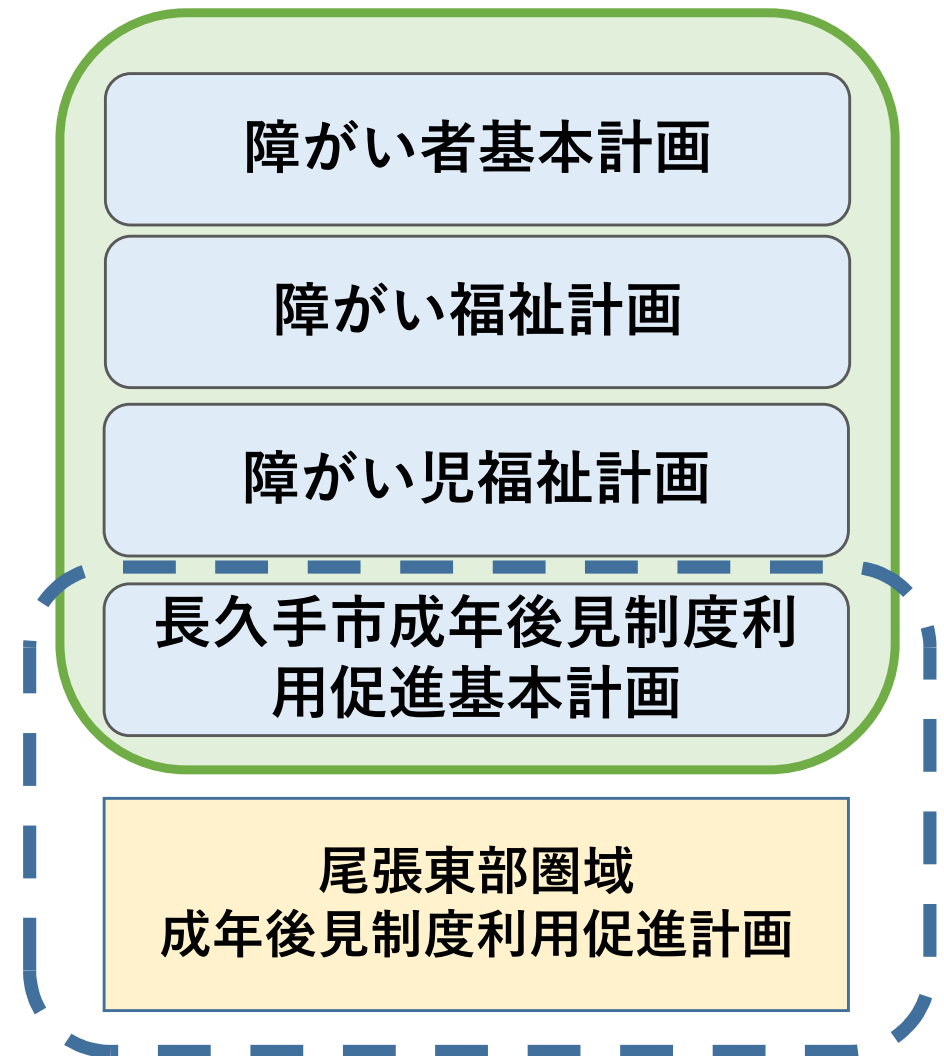
- ・後述（P4）

5 取組・施策

- ・後述（P5）

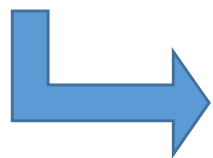
6 計画の進行管理

- ・障がい者基本計画に準拠



<意識調査より見えてきた現状・課題>

- ・当事者の一定数が金銭管理、契約を不安に思っているが、ほとんどは制度の内容を知らない。
- ・相談支援事業所は金銭管理、福祉サービス利用援助が必要な人がいれば、適切な支援、制度につなぐことは、一定できている。
- ・支援者から見て、制度利用の必要性を感じる人がいても、本人や家族の理解が得られずつながらないことがある。一方、事業所職員側の知識が不十分で、適切につなぐことができていないこともある。
- ・意思決定の場への本人の参加は、それほど多くなく、相談支援側の意思決定支援に関する研修参加も足りていない。



・ 継続的な権利擁護に関する周知・啓発

・ 意思決定を尊重するための支援

※第2回資料より一部抜粋

- ① 利用者数の割合が低い（全国平均の割合を比較による潜在的な対象者）
- ② 市民後見養成者数の受講数・受任数が少ない
 - ・ 一期と二期・三期の受講者人数が減少、その後の受任への結びつき
- ③ 制度の周知・啓発の拡大
 - ・ 当事者や事業所、支援員への制度周知
 - ・ 後見人への権利擁護支援センターによる活動支援の周知
- ④ 日常生活自立支援事業の課題
 - ・ 必要と思われる利用者の割合が少ない、マンパワー不足

長久手市の取組・施策（案）について

事業名	内容
制度に関する正しい知識の周知・普及	ホームページや窓口等における周知・普及
個別訪問調査	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しており、障害福祉サービス等を利用していない方に対する現状等の確認
制度に関する講演会等の開催	地域住民向けの成年後見セミナーを開催し、成年後見制度を含む権利擁護に関する広報・啓発のための講演会等の実施
制度に関する学習会の開催	地域での早期発見のきっかけとなりうる地域住民や民生委員等を対象に、成年後見制度の基礎的な知識を学ぶ学習会の開催
消費生活相談の周知と対応	消費生活相談について周知・相談に対応。他の困りごとを踏まえた、関係部署へのつなぎ
権利擁護の主導的連携	関係機関との有機的な連携
権利擁護支援の仕組みの構築・推進	他機関連携による虐待防止等の対応
虐待発見時における支援体制の構築	経済的虐待を受けているなどへの権利擁護支援、つなぎ、生活環境の整備等、権利擁護支援体制の構築
広域的な地域連携ネットワークの充実	尾張東部5市1町の地域課題の検討、調整、解決に向けた協議
中核機関の機能強化・連携	中核機関の機能の強化・拡充、専門的機能の向上
広域による中核機関の整備	中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進の実施
市長申立ての実施	成年後見等の申立てが困難な人に対して市長申立ての実施
成年後見制度利用支援事業	申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合の費用助成
権利擁護の相談会の実施	親族等が権利擁護制度に関する専門的な相談ができるよう定期的な相談会の実施
虐待対応に関する知識や技術の向上	虐待対応の知識や技術の向上を目指すためのケースでの助言や、行政、福祉関係者を対象とした研修会の実施
法人後見等受任	地域貢献等を踏まえた法人による受任等の理解・促進
日常生活自立支援事業の実施	判断能力が不十分なことにより日常生活に不安のある知的障がい・精神障がい者への金銭管理や手続き、書類等の保管等の支援
個別支援の仕組みづくり	後見等開始後も関係者が話し合って日常的に本人を見守り、継続的に状況を把握し、対応する仕組みづくりの支援
市民後見人養成講座	判断能力が十分ではない人の生活を支援し、より身近に寄り添うことができる市民後見人の養成
成年後見サポーター養成講座	成年後見制度を理解し、地域で後見業務等を広く支えるサポーターとなる人材を養成するための講座の実施

(参考) 成年後見制度利用等に係る本市の現状 (第2回資料抜粋)

<成年後見制度利用対象者数の推定 (平成30年4月1日現在) >

推定認知症	知的障がい	精神障がい	合計	内障がいのある人
1,402人	222人	356人	1,980人	578人

資料：尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

<成年後見制度利用者数 (平成30年12月31日現在) > ※高齢者・障がい者含む

利用者合計	後見	保佐	補助	任意後見
45人	34人	10人	1人	0

※内障がいに係る市長申立件数：1件

資料：名古屋家庭裁判所

<日常生活自立支援事業利用者数 (令和元年12月31日現在) >

日常生活自立支援事業利用者数
20人

資料：長久手市社会福祉協議会

<市民後見人養成研修修了者数>

市民後見人養成研修修了者数 (基礎)			
一期	二期	三期 (実施中)	合計
4人 (内実務研修2人)	0人	1人	5人

資料：尾張東部権利擁護支援センター

(参考) 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画の項目の体系 1

大項目	中項目 小項目
A 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築 (A)+(B)+(C)	
	1. 権利擁護支援の仕組みの構築の計画的推進
	1-1 成年後見制度利用支援事業の安定的実施と、必要に応じた首長申立ての推進を行います。(A)
	1-2 尾張東部成年後見センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。(B)
	1-3 地域連携ネットワークを重層的に組織し、事務局機能を中核機関と幹事市町が担います。(C)
	2. 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営
	2-1 中核機関としての機能の強化・拡充を行います。
	2-2 中核機関の職員体制を整え、専門的機能の向上を支援し、安定的な運営に努めます。
	3 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築
	3-1 成年後見制度利用の支援のみならず、権利擁護行政としての領域を拡大します。
	3-2 虐待対応スーパーバイザーや、法律専門職の協力を得て虐待対応の仕組みを検討・構築していきます。
	4. 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導
	4-1 地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとしてチームづくりを進めます。
	4-2 広域的な地域連携ネットワークに相当する既設委員会をより充実させます。
	4-3 地域連携ネットワークの重層的な形成における行政の主導性を発揮します。
B 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備 (2019年から権利擁護支援センターへ名称変更)	
B-1 センターの新たな運営方向 - 成年後見支援から権利擁護支援へ -	
	5. 中核機関の機能強化 (4つの機能)
	5-1 地域連携ネットワークの基盤の上に、4つの機能 (1 広報、2 相談、3 成年後見制度利用促進、4 後見人支援) の充実・強化を図ります。
	5-2 地域連携ネットワークの各種会議の事務局機能を担います。
	6. 権利擁護支援に関連する人材の養成
	6-1 センターと連携する多様な人材の養成を図るとともに、センター職員の専門性の向上に努めます。
	6-2 地域連携ネットワークの中で、意思決定支援の理念の普及を目指します。
	7. 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討
	7-1 「虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業」の導入や、虐待対応についての専門的知見のある法律職や福祉職の協力を得て対応していきます。
	7-2 虐待対応・権利擁護支援の具体的な仕組みについての調査活動を行い、広域としての虐待対応の仕組みの検討を行います。
	8. 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営
	8-1 法人後見受任ケースにおける意思決定支援を推進します。
	8-2 中核機関が行う法人後見の透明性、公平性を確保します。
B-2 広報啓発・相談及び利用促進機能の強化	
	9. 地域における権利擁護支援のための広報・啓発
	9-1 住民、行政、医療、福祉関係者等に対する権利擁護支援の広報啓発を進めます。
	9-2 医師会への働きかけを強化し、本人情報シートの適切な活用を推進します。
	10. 専門相談機関としての役割発揮、相談・支援機関等との連携強化
	10-1 行政・相談支援機関を総合 (第1次) 相談機関、センターを権利擁護に関する専門 (第2次) 相談機関として、権利擁護支援の役割分担を行います。
	10-2 専門職団体との連携を図り、法的課題等についての課題解決に取り組みます。
	10-3 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携を強化します。
	10-4 必要に応じて保佐・補助の早期の活用を行います。

(参考) 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画の項目の体系 2

	11. 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化
	11-1 専門職協力者名簿登録制度の要綱を改正し、意思決定支援の理念を明記します。
	11-2 任意後見制度の推進及び、法定後見制度の候補者調整においてできる限り事前に面談が出来るように理解を求めています。
	11-3 権利擁護に関する専門相談、市民後見人の活動における法律相談、虐待に関するスーパーバイズ等について名簿登録者による活用を図ります。
	12. 法人後見実施機関の育成
	12-1 センターによる法人後見実施機関の育成を図るとともに同機関の活動を支援します。
	12-2 長期的には、各市町において法人後見実施機関の配置を目指します。
	B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進
	13. モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備
	13-1 本人へのモニタリング調査を実施し、本人にとって「メリットが感じられる制度の運用」となるよう後見業務の見直しの検討を行います。
	13-2 相談・苦情対応窓口を整備し、家庭裁判所、専門職団体との連携を図り苦情の相談対応を行います。
	13-3 本人の状態に応じた類型変更・後見人等の交代等について、家庭裁判所との連絡調整を行います。
	14. 親族後見人への支援
	14-1 親族後見人が日常的に相談等を受けられる体制整備を進めます。
	14-2 家庭裁判所への書類作成の支援を行います。後見人として財産管理が適切に行われるよう支援し不正防止に努めます。
	14-3 親族後見人が後見業務を学ぶ機会を提供します。
	15. 市民後見人への支援
	15-1 市民後見人の継続的な養成(2年に1期養成)をします。養成段階において意思決定支援について学び市民後見人の活動の実践に反映できるようサポートします。
	15-2 市民後見人バンク登録者の活動範囲の拡充を関係機関と調整します(市民後見人・日常生活自立支援事業支援員・法人後見支援員等)。
	15-3 市民後見人が安心して活動するためのバックアップ体制の充実を図っていきます(センターによる後見監督、社会福祉協議会による地域活動支援)。
	16. 法人後見の質の確保と向上
	16-1 意思決定支援の観点から、本人へのモニタリング等を通して法人後見の質を点検し、質の向上に努めます。
	16-2 法人後見における意思決定支援の実践を充実し、地域連携ネットワークを通して意思決定支援の理念や実践を支援者間で共有します。
	C 地域連携ネットワークの重層的形成
	17. センター事業に関するネットワーク会議の機能強化
	17-1 適正運営委員会を地域連携ネットワークの1つの重要な会議として位置づけるとともに、今後は後見人支援のあり方について検討する場とします。
	17-2 適正運営委員会は、個別支援の蓄積から地域課題を導き、新たな施策の協議機能を発揮します。
	18. 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携
	18-1 家庭裁判所が開催する連絡協議会への参加により、家庭裁判所・専門職団体・行政・愛知県内の中核機関との連携を図ります。
	18-2 利用促進機能や後見人支援機能のイメージを家庭裁判所と共有し、役割分担等について検討を行います。
	19. 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催
	19-1 地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の相談機関とのケース検討会を充実し、連携システムの研究会議を開催します。
	19-2 日常生活自立支援事業の担当者と定期的なケース会議を開き、連携を強めます。
	20. 促進計画の進行管理推進委員会等の設置
	20-1 促進計画の策定委員会は、計画の進行管理を担う進行管理推進委員会へと移行します。
	20-2 進行管理推進委員会のもとに、重層的なネットワーク会議のメンバーの参加を求め、権利擁護支援協議会を開催します。

(参考) 意識調査の概要抜粋

(当事者)

- ア 問15 自分のお金の管理や契約を結ぶときに不安になることがありますか。
→療育・精神は、4割程度が不安になる。
- イ 問16 日常生活自立支援事業について知っていますか。
- ウ 問17 成年後見制度について知っていますか。
→日常・後見制度、8割強が内容を知らない。
- エ 問18 成年後見制度を利用したいと思いますか
- オ 問19 成年後見制度を利用しない理由を教えてください。
→問17のため、問18.19の正確性が不明。

(相談支援専門員)

- ア 問7 ケース支援における困り事
- イ 問9 連携状況
- ウ 問16 利用者や家族から以下のような差別解消や権利擁護に関する相談
→当事者からの相談の7割で金銭管理に関するもの。
- エ 問17 支援者の中で金銭管理の支援や福祉サービス等の利用援助の対応
→日常は100%、権利擁護支援センターは64%がつなぐことを担保。
- オ 問18 必要と思われる人に日常生活自立支援事業の案内する際の課題
→82%金銭管理を嫌がるひとが多い。55%本人・家族の同意が得にくい。
- カ 問19 成年後見制度の利用が必要になった場合の案内
→64%が権利擁護支援センターに案内。
- キ 問20 必要と思われる人に成年後見制度の案内する際の課題
→73%が本人・家族の同意が得にくい。
- ク 問26 計画を立案する際の利用者の意思決定の対応
→日常的な観察、決定したことの説明はほとんど実施されている。
→体験等による推測、評価を踏まえた見直しは6割程度が実施。
→会議への本人・家族等の参加、研修等への参加はあまり実施されていない。

(事業所)

- ア 問16 事業所と各関係機関との連携状況
- イ 問21 利用者や家族からの相談内容
→55%が金銭管理の相談を受けたことがある。
- ウ 問36 利用者の金銭管理の支援や福祉サービス等の利用援助の対応
→52%が担当相談事業所、41%が基幹、38%が日常につないでいる。
- エ 問37 利用者に日常生活自立支援事業の案内する際の課題
→45%が本人・家族の同意が得られない。38%が金銭管理等を嫌がる。
- オ 問38 利用者に成年後見制度の利用が必要になった場合の案内
→31%が案内をしていない。
- カ 問39 利用者に成年後見制度の案内する際の課題
→45%が本人・家族の同意を得られない。35%が職員に適切な知識がない。
- キ 問45 事業所の意思決定の確認
→7割が意識や好みの確認ができている。
→会議への本人・家族等の参加は25%程度。
→体験中からの推定や評価による見直しは4割程度、説明は5割程度
→研修への参加は1割程度。